文部科学省事務方面談報告書

日時 : 2022 年 9月 6 日 (火) 10:40~12:00

場所 : 文部科学省会議室

面談者: 文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 課長:黄地

総合教育政策局 地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室 室長:朝倉

図書館・学校図書館振興室 専門官:工藤

図書館・学校図書館振興室 図書館振興係 係長:近藤

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課

障害者学習支援推進室 室長補佐:宮本

(敬称略)

<図友連> 5名

<文科省> 図書館友の会全国連絡会様より5点要望をいただいていますが、1つ目から回答をさせていただきます。

1つ目の図書館の指定管理者制度の導入については、設置者である地方公共団体のご判断が第一と思っています。ただ、文部科学省でも、指定管理者制度を導入する場合も、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められております、事業が継続的かつ安定的に実施ができるようにとか、事業の水準が維持できるようにとか、司書・司書補の確保だとか、資質、能力の向上が図られるようにという記述もございますので、設置者と指定管理者が連携をして実施できるように、私たちも各種会議や研修等も通じてお話させてだいております。今後も引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目になります。司書、常勤が減少傾向にあるという事についてですが、文科省の社会教育調査でも実際、そういうデータがございます。

司書や図書館職員をどういった雇用にするのか、給料の水準をどうするのかにつきましては、図書館の設置者である地方公共団体や、受託される企業が定めるところになっておりますので、図書館サービスをどのように充実させていくかという観点で、ご判断いただくものと思っております。こちらも望ましい基準で資質や能力の向上について記載しておりますので、国の研修や会議などでも改めて周知を行いたいと思っております。実際、司書の研修となりますと、都道府県の研修もございますので、そうしたところで指定管理の受託者も含めて参加いただけるように、改めて都道府県の皆様にもお伝えしていきたいと考えております。

3つ目の、図書館協議会の委員の任命についてです。図書館協議会につきましては、地域住民や利用者の声を十分に図書館の政策に反映させていくことは有効であり、重要な手段でございますので、障害者や関係者の皆さんを含めて多様な人材が入っていただくという事は大変有効であると思っております。実際、図書館の望ましい基準でも多様な人材に参画いただくようにとの記述もございますので、そうしたことについては今回子どもの読書活動推進の有識者会議でも、障害の

ある方への支援という視点もございますので、いただいたご意見も含め、検討させていただきたいと思っております。

ご承知の通り、子ども読書推進計画は現在第 4 次であり、来年度から第 5 次が始まるということで、本年 6 月下旬から有識者会議を立ち上げております。今、第 3 回まで会議が終わったところです。その中でも、障害者の観点というのは非常に大事な話でございますので、障害の分野に詳しい方も有識者に入っていただきながら、まさに私共としてはだれ一人取り残さずという事でございますので、障害者の観点から見ても、読書の振興、図書館の振興につながる事柄を入れていきたいと考えております。

4 つ目ですが、読書バリアフリー法の基本計画について説明させていただきたいと思います。令和元年6月に法律ができまして、令和2年7月、国の方で基本計画を策定しました。厚生労働省と共に策定をして、それを受けて自治体の方では、努力義務にはなるのですが、基本計画を作っていくという状況でございます。国が基本計画を作って、自治体も作るという事は、やはり国としてしっかりフォローしていかなければならないということで、毎年策定状況調査を行っております。令和4年の2月、令和3年度ですが、調査を行いホームページでも公表しておりますが、都道府県、政令都市、中核市まで厚生労働省と共に調査を行った結果、全国51%の自治体で、「策定済み」「策定中」「策定を検討している」という状況であり、検討しているという所も数は多いのですが、そこをしっかりと策定するように促していきたいということで、調査の結果自体は、策定している状況を一覧にして、都道府県、政令都市を全部リストにしてホームページで公表しております。これを見せることによって自治体の方にも自分の所は、未策定であるとか、ここの自治体は策定済であるということを示し、働きかけをしていくということで、我々としても今後もしっかりと策定に向けて働きかけをしていきたいと考えております。

5つ目の読書バリアフリー法や読書環境の整備についてですが、環境整備に関する費用について、 地方財政措置が講じられているところでございますので、まずはそれを予算化して使っていただ くということがあるかと思います。他の省庁でも厚生労働省関係でいえば、読書バリアフリー関 係の補助金もございますし、デジタル関係でいえば、地方創生臨時交付金が使えたりもしますの で、そういった情報提供については、私たちの方でも収集して、地方公共団体の方にも伝えてい きたいと考えております。

その後、要望内容について、様々な意見交換を行いました。

<文責 船橋佳子>